岡山県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) 第37条の規定に基づき、岡山県における地球温暖化対策の推進を図るための活動に 取り組む岡山県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の設置につい て必要な事項を定める。

(推進員の要件)

- 第2条 推進員の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 岡山県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者であること。
 - (2) 第8条に定める推進員の活動に積極的に携わることができる者であること。
 - (3) 県内に居住している者であること。
 - (4) 年齢満18歳以上の者であること。ただし、高校生を除く。

(推進員の委嘱)

第3条 知事は前条に掲げる者の中から推進員を委嘱する。

(任期)

第4条 推進員の任期は3年とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

(推進員の委嘱の取り消し)

- 第5条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消 すことができる。
 - (1)推進員としての行為を怠り、又は推進員としてふさわしくない言動や行為があったと認めるとき。
 - (2) 推進員がやむを得ない事由により活動を行うことができなくなったとき。
 - (3)推進員が県外に転出したことにより第2条第3号の要件を満たさなくなったとき。
 - (4) 推進員からの申し出があったとき。
 - (5) その他推進員として適当でないと認められるとき。

(推進員の身分)

第6条 推進員は、ボランティアとして活動を行うものであり、地方公務員法(昭和2 5年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の身分を保有する者ではない。

(推進員の活動経費)

第7条 知事は、原則として推進員の活動経費を負担しない。

(推進員の活動)

- 第8条 推進員は、本県において次の各号に定める活動を行う。
 - (1)地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めるための普及啓発、情報提供、助言を行うこと。
 - (2) 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する地球温暖化対策について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
 - (3) 県、市町村及び岡山県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)が実施する温暖化防止対策の推進に協力すること。
 - (4) 地球温暖化防止に関する活動を行う住民又は各種関係団体等に対し、普及啓 発の講師等として、可能な限り当該活動に関する情報の提供その他の協力をす ること。
 - (5)活動を通じて得た地球温暖化防止対策に関連する情報や事例を収集した場合 には、適宜センターに情報を提供すること。
 - (6) 日常生活で温暖化防止に関する実践行動を自ら行うこと。
 - (7) その他環境保全対策に関する住民への普及啓発を行うこと。

(活動報告書の提出)

- 第9条 推進員は、活動状況をセンターに報告すること。
- 2 センターは、翌年度の6月30日までに年間の活動結果を取りまとめ、知事に報告すること。

(庶務)

第10条 推進員に関する庶務は、センターが行う。なお、推進員の委嘱に関する事務 は、岡山県環境文化部脱炭素社会推進課で行う。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、推進員に関する必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月24日から施行する。
- 2 発足当初の推進員の任期は、第4条の規定に関わらず、委嘱が行われた日から平成 16年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成14年6月7日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月11日から施行する。
- 2 平成24年4月1日委嘱の推進員に係る第2条及び第8条の規定は、なお従前の例 による。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附則
- 1 この要綱は、令和5年9月28日から施行する。
- 2 令和4年4月1日委嘱の推進員に係る第4条の規定は、なお従前の例による。 附則
 - この要綱は、令和6年4月1日から施行する。